

議長（竹島貴行君） 5番 山崎知信君。

5番（山崎知信君） おはようございます。

私は2点ほど質問したいと思います。

1点目は、村道稲荷古海老江線の歩道に対する安全対策についてでございます。

この問題は、私ところの地区の9月25日のタウンミーティングで質問事項になるかと思えますけれども、より明確な答弁をしていただくために、きょう質問いたします。

タウンミーティングの後、昨年からやっていますけれども、湯めぐこちのバーベキューコーナーで3世代交流会を開く予定にしております。会費としましては、ひとり暮らしの老人はただにして、1家族千円もらっておる会でございます。出し物としては、ことしは作芸人磨心が来て、それとピンゴゲーム、それとカラオケ大会、で、おふるに入る方は皆さん無料で入ってくれということで、まず村、ほとんどの住民の方が参加してございます。

中でも二、三の質問がございますけれども、この歩道は、私らいつも歩いていたんだけれども、暗いということで質問させていただくので、よろしくお願いします。

今年度で村道稲荷古海老江線の改良工事が完成し、ウォーキングロードとして活用されることが期待されます。しかし、夜間は照明等がなく、大変危険だと思います。夜間に歩道を歩く人のための安全対策として、照明等の設置についてどのように対応されるのでしょうか。

そしてまた、今、できている歩道に対して、今年度中には設置が可能なのでしょうか、生活環境課長に伺います。

次でございますけれども、次は有害鳥獣駆除のため、竹内地区の竹やぶ伐採について伺います。

村行政は、竹内地区の竹やぶを近隣、または地元の住民の要望を受け、昨年補正予算をつけて伐採、整地を村行政で処理しようとしていました。その金額は315万です。

私はこの問題に対し、補正予算をつけることに反対したのです。村は、竹内地内の誠意、それは金銭面だと思いますが、どこまで竹内地内が譲渡したら村としても納得できるかということだと思いますが、また後々の雑草の管理、整地した後、竹内地区で雑草の管理をしてくれよということだと思います。そして、議員に対しても、地元のどれだけの誠意で我々議員に納得してもらえるのか。ある議員が調整に入ると聞いて、私はあえてこの問題に対し、一般質問することに決めました。

さて、この地区の竹やぶに対し、幾ら地元の誠意を見てからとありますが、行政は補助金を出して解決することではないと思います。行政は、指導はできると思います。例えばこの竹やぶに対して防護柵、害鳥に対しかすみ網とか鉄砲で駆除するとか、また稲作の被害には共済組合の災害一時金で対処　これは2割以上だと思いましたが　したらどうでしょうか。

私の地区でもこのような多くの問題が起きています。例えばどこの地区でも同じでしょうが、お宮さんの木の剪定、防除、草刈り、雑草の草取りなどです。かかった費用は、村万雑で徴収し、解決しております。そしてまた、個々の家に対しては、我が自治会で解決しています。あのうちが木が生い茂って害鳥がよく来る。また、草が長くて虫がたくさん来て迷惑しておるということで、私ども自治会も、どうしたもんだらうかと。なら、その人呼んで、私たちも協力するから、どうかやってくれんかということで、二、三軒のうちの解決してまいりました。

しかし、この竹やぶの土地は神明社の所有と聞いております。そうすると、神社庁も絡むんじゃないかと思いますが、氏子がいて宮総代がおりますね。それは竹内の管理するところではないでしょうか。

土地の所有者が生活保護を受けている人となると、村では考えなければなりません、この地区は中新川下水道の恩恵等で、私ところの自治会ではお金がないが、たしか地元の議員さんが言っていましたように、たくさんの残高が残っているんだと。8桁以上かな。でも、使われんがだと。それは何でか。

それ以上は言いませんが、何で使われないんでしょうか。たくさんお金を持って、それ、300万ぐらいを処理してもらったらいいと思いますけれども、なかなかまとまって使えんがだと、困っとるんだということでございます。

それを村では私産の整備に予算を計上しています。私は問題外の提案だと思います。また、このような例をつくることにより、今後同じ問題が起きた場合の対処はどうするのでしょうか。私は生活環境課長に伺います。

以上でございます。

議長（竹島貴行君） 生活環境課長 高畠宗明君。

生活環境課長（高畠宗明君） 山崎議員さんのご質問にお答えいたします。

初めに、村道稻荷古海老江線の歩道の安全対策についてのご質問かと思しますので、それにお答えしたいと思います。

山崎議員さんが述べられましたとおり、村道稲荷古海老江線道路改良工事の歩道につきましては、平成20年度に着手し、今年度で完成いたします。

この歩道区間は、ウォーキングコースのほそかわコースに位置づけておりますが、歩道の部分には防犯灯を設置する計画がありませんでした。

議員さんご指摘のとおり、とりわけ夜間に歩道を利用される地域住民の安全安心対策を講ずるべきでないかと庁内で検討してまいりました。

今般、歩行者の安全確保を図るためにも、平成24年度に社会資本整備総合交付金を活用いたしまして、新設された歩道、延長830メートル区間に防犯灯を設置することにいたしました。

防犯灯は、従来の電柱に設置するものでなく、省エネに対応した太陽光蓄電で照射し、日照時間の短い冬期間にも対応できるよう、点灯時間が12時間対応が可能とする機種を選定することにしております。

さらに、歩車道境界ブロックに反射材を張りつけまして、交通安全対策にもつなげてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

次に、竹内地内における竹やぶ伐採工事の、当初は進捗状況ということで聞いておりましたので、そのような答弁になるかと思えますけれども、今ほど山崎議員さんが補正予算と言われましたけれども、これは当初予算で計上しておりますので、よろしく申し上げます。

3月開催の全員協議会で、竹内地区の神明社所有地内の竹やぶの処理に、村がなぜ処理費の全額を負担しなくてはならないのか、また処理費の一部を助成する方法もあるのではないかと、山崎議員さんは全額認めないというご意見でございました。

それらを重々ご理解した上でこのことを竹内の自治会長さん、生産組合長さんにその旨の説明を行い、関係者のご理解のもとに村が実施する考えであることをお伝えいたしました。その後、竹内地区では数回協議の場を持たれたけれども、皆さんの意見がまとまらないことから、その回答がなく、村としても困惑していたところであります。

この経過を踏まえまして、先日、地元の議員さん、自治会長さん等にお話しいたしまして、9月末まで地区の総意を出していただきたい旨をお願いしたところであることを報告させていただきます。

今、竹内地内にある 有害鳥獣のすみかになっており、近年農作物の被害が増えてきています。そのために農家の方が大変困っておられますので、それに対して、村とし

ても何らかの対策を講じるべきではないかと、村としての役割ではないかと思っております。

今後、ほかにもそういうような箇所が出てくると思いますけれども、そのときには議員の皆さんと協議して解決をしていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

簡単でございますが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（竹島貴行君） 山崎知信君。

5番（山崎知信君） ここに「舟橋村環境美化の促進に関する条例」、これは平成13年の3月の条例でございます。

この条例によると、空き缶の散乱とかペットのふん害を防止する、またチューインガムとかそういうことのみしか書いてございませぬが、条例でございます。その中に、この規定に違反したものに対し、「快適な生活環境の確保を図るために必要な限度において、期限を定め、空き缶等の散乱又はふん害を防止するための措置を勧告することができる」と書いてあります。この後のことは、環境美化に対しては一つも触れておりませぬ。

ですが、隣の町の環境美化の条例を引っ張りますと、この条例、平成13年のものは全く同じようなことを書いております。この中には車とたばこの吸い殻等々が書いてございませぬけれども、この中に、平成18年に追加条文がございます。その条文とは何かということをやうたっております。

それは 「所有者等の責務」という条文でございます。「所有者等は、その所有し、占有し、若しくは管理する土地又は建物の環境美化のため必要な措置を講じるものとする」といううたい文句でございますが、目的がありますけれども その中の第16条、前条の規定に基づき、「『空き地』の雑草又は枯草等の除去を行なおうとする所有者に特別の事由があると認めるときは、当該所有者の委託を受けて、その除去を行なうことができる」と定めております。ただし、「前項の規定による除去に要する費用は、所有者の負担とする」と書いてあります。

舟橋村も混住社会に入り、外部より土地、建物を所有する現状、今は内部ですけれども、舟橋村環境美化の促進に関する条例の見直し、私は必要ではないかと思っておりますので、村長にその旨、締めくくりの再質問とさせていただきますので、よろしくお願いし

ます。

議長（竹島貴行君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 山崎議員さんの再質問にお答えしたいと思います。

環境美化の話でございまして、今現在、本村も人ごとでなくて、空き家が増えてまいりました。そしてまた、その空き家でも、草ばかりでないんで、木が繁茂しているというような実態もございまして、この地区の自治会の会長さんを含めた関係者の皆さん大変だろうと私は思っております。

そういった面からも、やはりきちんと所有者の方に通知を申し上げ、そして抜本的な対策を講ずるということは大切だと私は思っております。

条例の趣旨からいきましても、当然その中に追加項目として加えることもできるだろうし、一部改正にもよりまして、最悪の場合は全文改正もさせていただきたいと思っております。それは時代的な、私は背景があると、こういうふうにも思っておるわけでありまして。

先ほどの「健康な村日本一を目指す」構想の中にも、そういった環境であっては甚だ村民の方が迷惑するわけでありまして、そういう点も含めて十分措置をしまいたいと、こういうふうにも思っておるわけでありまして。

山崎議員さんはそのことから引っ張り出して、竹内も当然竹やぶの伐採に当たっては氏子である住民の皆さんがやるべきだと、村から補助をもらわないでやれと、こういうような強いアピールであろうと私、思っております。

先ほど担当課長が申し上げましたとおり、十分竹内地区の皆さんとお話しいたしまして、その、何と申しますか、落ちどころと申しますか、そのことを考えてまいりたいということですので、どうかその旨をこの場で伝えまして、ひとつご理解を賜りますようお願い申し上げまして、私からの答弁とさせていただきます。

よろしくようお願い申し上げます。